

被告イラスト目録

1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



1 1



1 2



1 3



1 4



1 5



1 6



17



18



19



20



以上

別 紙

被告物品目録

- 1 半袖Tシャツ
- 2 長袖Tシャツ
- 3 ワークシャツ
- 4 トレーナー
- 5 パーカー
- 6 ジャケット
- 7 ショーツ
- 8 帽子
- 9 財布（ウォレット）
- 10 ベルト
- 11 バッグ

以 上

原告イラストと被告イラストの共通点及び相違点

<p><原告イラストについて></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 描かれている猫（以下「猫」と表記する。）及び和風の柄がほぼ円形図形の中に収められ、全体として家紋のイメージが感得される。 2. 「猫」は、体の上側が濃色，下側が白色という二色の模様の猫である。 3. 「猫」は、猫の頭頂部の平たい部分の黒い毛色が、左右に離れ、額部分の白い毛が、鼻筋に沿って細く入っている特徴を有する、いわゆるハチワレ猫という種類の猫である。 4. 円形図形のうちおよそ3分の1から4分の1に相当する場所に、「猫」の顔及び手足及び尻尾が配置されている。 5. 「猫」は横から見た姿が描かれている。 6. 「猫」は、目及び口を閉じて眠っており、その顔に寄り添う形で、前足と後ろ足がそれぞれ1本ずつ配置されている。 7. 「猫」の顔は、いずれも、目及び口を閉じた猫が、両耳を立て、手前の耳の内側が見えるように配置されている。 8. 実在のハチワレ猫は目を閉じると目の周囲が黒いことから目のラインが見えづらくなるところ、「猫」の目は、目を閉じているにもかかわらず、目の周りに白いアイラインを入れて、また実際よりも目を少し大きめで一直線ではない形状で描くことによって、眠っている猫の目の存 	<p><被告イラスト1について></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. から7.まで同じ。 8. 「猫」の目の前方の縁取り部分の形状が異なっているが、その他は同じ。 9. 同じ。 10. 同じ。 11. 「猫」の鼻の穴部分が表現がされていないが、その他は同じ。 12. 「猫」のひげの長さが異なっているが、その他は同じ。 13. 同じ。 14. 「猫」の前足下部の線が渦巻きではないが、その他は同じ。 15. から17.まで同じ。 18. 「猫」の体に相当する部分に描かれた模様は、古典的な家紋の和風の模様である、波しぶきであるが、これにより「猫」の体の濃淡を明らかにし、かつ、濃色部分の一部に淡色が混ざるものとしていることは同じ。
	<p><被告イラスト5について></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. から5.まで同じ。 6. 「猫」の前足が2本描かれている点で相違するが、その他は同じ。 7. 同じ。 8. 「猫」の目の前方の縁取り部分の形状が異なっているがその他は同じ。 9. 同じ。 10. 同じ。 11. 「猫」の鼻の穴部分が表現がされていないが、その他は同じ 12. 「猫」のひげが描かれていない点で異なる。 13. 同じ。 14. 「猫」の前足上部の線の末端はハネによる前足への食込みがなく、また下部の線が渦巻きではないが、その

<p>在を際立つよう表現されている。</p> <p>9. 「猫」の耳部分は、一見、真横から見たような絵にも関わらず、いずれもほぼ同じ高さで、左右両方の尖った耳が見えるように描かれている。</p>	<p>他は同じ。</p> <p>15. から 17. まで同じ。</p> <p>18. 「猫」の体に相当する部分に描かれた模様は、古典的な家紋の和風の模様であるが、唐草模様のような模様を配置し、これにより「猫」の体の濃淡を明らかにし、かつ、濃色部分の一部に淡色が混ざるものとしていることは同じ。</p>
<p>10. 「猫」の耳の内側を真っ白として、毛を描き込むことなく、顔等の白色部分と同色にしたうえで、耳の付け根の生え際に、下から立ち上がるように数本の黒い毛が見えるように描かれている。</p> <p>11. 実在の猫の鼻は、丸い形で、様々な色をしているところ、「猫」の鼻は、全体の色を変えることなく、短い太い線と鼻の穴を示す太い線で鼻の位置を表現している</p> <p>12. 実在の猫の顔のひげは、様々な長さで相当数生えているにもかかわらず、「猫」の顔のひげは、その一方の側面の3本だけが前足の付け根付近にかかる長さで描かれている。</p> <p>13. 「猫」の手足は、前足の1本が後ろ足の1本に乗りかかる位置にあり、手前の前足は上部の付け根の線が猫の顔のあごと一体化して描かれている。</p> <p>14. 「猫」のあご下と前足の上部の線の末端を、毛筆で描いたようなハネで表現し、その先端は実在の猫では不自然な形で前足部分に食い込んでいる。下部の線の末端には渦巻きを配置している。</p>	<p><被告イラスト9について></p> <p>1. から 5. まで同じ</p> <p>6. 「猫」の前足が2本描かれ、そのうち1本が左肩から飛び出す形で配置され、また各足には肉球が描かれているが、その他は同じ。</p> <p>7. 同じ。</p> <p>8. 「猫」の目の前方の縁取り部分の形状が異なっているがその他は同じ。</p> <p>9. 同じ。</p> <p>10. 同じ。</p> <p>11. 「猫」の鼻の穴部分が表現がされていないが、その他は同じ。</p> <p>12. 「猫」のひげの長さが異なっているが、その他は同じ。</p> <p>13. 同じ。</p> <p>14. 「猫」の前足上部の線の末端はハネによる前足への食込みがなく、また下部の線が渦巻きではないが、その他は同じ。</p> <p>15. から 17. まで同じ。</p> <p>18. 「猫」の体に相当する部分に描かれた模様として描かれた渦巻きの数は異なるが、その他は同じ。</p>
<p>15. 「猫」の後ろ足は先端部分が円の外にアクセントとして飛び出す形で描かれている。</p> <p>16. 「猫」の後ろ足の下部の曲線と円</p>	<p><被告イラスト13について></p> <p>1. から 5. まで同じ。</p> <p>6. 「猫」の足は、3本描かれている点で相違するが、その他は同じ。</p> <p>7. 同じ。</p> <p>8. 「猫」の目の前方の縁取り部分の形状が異なっているがその他は同じ。</p>

<p>の外枠によって猫の尻尾を表現し、頭部と尻尾の先端に若干のスペースを設けている。</p> <p>17. 「猫」の頭部の下に位置する体部分に、猫の模様と一体化する形で和風の模様を描いている。</p> <p>18. 「猫」の体に相当する部分に、古典的な家紋の和風の柄である、複数の渦巻きをアクセントとした雲の模様を配置し、「猫」の体の濃淡を明らかにし、かつ、濃色部分の一部に淡色が混ざるものとしている。</p>	<p>9. 同じ。</p> <p>10 同じ。</p> <p>11. 「猫」の鼻の穴部分が表現がされていないが、その他は同じ</p> <p>12. 「猫」のひげの長さが異なっているが、その他は同じ。</p> <p>13. 同じ。</p> <p>14. 「猫」の前足下部の線が渦巻きではないが、その他は同じ。</p> <p>15. 「猫」の両足を円形図形の中に収めている点が異なっている。</p> <p>16. 円の外枠によって「猫」の尻尾を表現し、頭部と尻尾の先端に若干のスペースを設けていることは同じ。</p> <p>17. 同じ。</p> <p>18. 「猫」の体に相当する部分に描かれた模様は、古典的な家紋の和風の模様である、波しぶきであるが、これにより「猫」の体の濃淡を明らかにし、かつ、濃色部分の一部に淡色が混ざるものとしていることは同じ。</p>
	<p><被告イラスト17について></p> <p>1. から5. まで同じ。</p> <p>6. 「猫」の足は、前足1本のみ描かれている点で相違するが、その他は同じ。</p> <p>7. 同じ。</p> <p>8. 「猫」の目の前方の縁取り部分の形状が異なっているがその他は同じ。</p> <p>9. 同じ。</p> <p>10. 同じ。</p> <p>11. 「猫」の鼻の穴部分が表現がされていないが、その他は同じ</p> <p>12. 「猫」のひげの長さが異なっているが、その他は同じ。</p> <p>13. 「猫」の前足は上部の付け根の線が猫の顔のあごと一体化して描かれていることは同じ。</p> <p>14. 「猫」の前足上部の線の末端はハネによる前足への食込みがなく、また下部の線が渦巻きではないが、その</p>

	<p>他は同じ。</p> <p>15. 「猫」の前足の先端部分が円の外に飛び出していること及びその前足が扇子を保持している点において相違している。</p> <p>16. 円の外枠によって「猫」の尻尾を表現し，頭部と尻尾の先端に若干のスペースを設けていることは同じ。</p> <p>17. 同じ。</p> <p>18. 「猫」の背側と腹側を逆転させ，腹側の曲線をもって円形図形が表現され，また「猫」の体に相当する部分に描かれた模様は，古典的な家紋の和風の模様である，波しぶきであるが，これにより「猫」の体の濃淡を明らかにし，かつ，濃色部分の一部に淡色が混ざるものとしていることは同じ。</p>
--	---

別紙「謝罪広告目録」，「被告イラスト1～16を付した商品の販売数及び売上額」，「損害額計算表（原告作成）」，「損害額（通販サイト関係）計算表（裁判所認定）」，「損害額（販売店関係）計算表（裁判所認定）」，「平成28年9月9日以降の販売一覧表」及び「遅延損害金一覧表」は省略